

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、知り合いから国民年金の免除制度のことを聞き、昭和 58 年 4 月に国民年金に加入し、夫の分も含めて、免除申請から納付までをすべて私が行った。しかし、申立期間について、夫の「ねんきん定期便」の記録は納付となっているのに、私の記録は未納となっていることに納付できない。

申立期間における私と夫の国民年金保険料は、振込用紙と一緒に納付していたので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立人は、「昭和 60 年 4 月以降は、私が二人分の国民年金保険料を一緒に納付した。」と主張しているところ、オンライン記録上、昭和 61 年 10 月 11 日に過年度納付書が作成されているが、同年 6 月以降、63 年 9 月を除き、口座振替を開始する前月の平成 14 年 3 月までの国民年金被保険者期間の申立人と申立人の夫の納付日は同一である上、申立期間の生活状況及び住所に変化は無く、一緒に納付していたとする申立人の夫の当該期間については、納付済となっていることを踏まえると、過年度納付書が送付されれば、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人と申立人の夫の申立期間直前の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料免除記録について、オンライン記録上、申立人の当該免除記録が平成 7 年 3 月 17 日に、申立人の夫の当該免除記録が 6 年

9月 19 日に追加されていることから、行政側において、記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録について、平成元年12月から2年11月までの期間を26万円、同年12月から3年11月までの期間を28万円、同年12月から5年11月までの期間を30万円、同年12月から6年10月までの期間を26万円、同年11月から7年1月までの期間を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月5日から7年2月21日まで

私は、平成元年12月5日から7年2月20日までA社（現在は、B社）C支社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）で私の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額は、私が所持している給料支払明細書に記載されている保険料控除額に基づく標準報酬月額よりも低い額となっていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の報酬月額及び保険料控除額並びに市民税・県民税納税通知書等から、平成元年12月から2年11月までの期間を26万円、同年12月から3年11月までの期間を28万円、同年12月から5年11月までの期間を30万円、同年12月から6年10月までの期間を26万円、同年11月から7年1月までの期間を22万円とすることが必要である。

なお、申立期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人から提出された給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額は、申立期間のすべてにおいて一致していないことから、事業主は給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 28 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 11 月 2 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2,500 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月から 29 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 3 月から 29 年 2 月 28 日までの期間において、昼間は高校に通学しながら A 社に勤務していた。

勤務時間は 18 時から 22 時までであったが、厚生年金保険被保険者証をもらったことを鮮明に覚えている。

申立期間において、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 28 年 7 月 1 日から同年 11 月 2 日までの期間については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）において、申立人と生年月日の一部（月日）が異なるものの、同姓同名の者の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、オンライン記録によると、当該被保険者記録は基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立期間において、A 社に係る被保険者記録が確認できる複数の者の回答から、申立人が、少なくとも申立期間の一部において、A 社に勤務していたものと推認される上、A 社に係る被保険者名簿において、申立人と同じ高校の同級生であり、申立期間当時、A 社において申立人と同じ職種であったとする者の被保険者記録が確認できるところ、その者の A 社

に係る被保険者資格取得日及び同喪失日は前述の未統合の被保険者記録と一致しているほか、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者が、「当時、申立人と同姓同名の社員はいなかった。」と回答していることから、当該未統合の被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和28年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月2日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、2,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和28年3月から同年7月1日までの期間及び同年11月2日から29年3月1日までの期間については、前述のとおり、申立人を覚えている者も、申立人がA社に勤務していた期間までは明確には覚えていないことから、申立人がA社に勤務していた期間を特定できない。

また、申立期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者が、A社には試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入していなかった旨述べている上、前述のとおり、申立人と同様に高校に通学しながらA社に勤務していたとする者の被保険者記録は、申立人の記録と考えられる前述の未統合の被保険者記録と同一であることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡又は所在不明であり、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和28年3月から同年7月1日までの期間及び同年11月2日から29年3月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から平成 2 年 3 月まで

私は、社会保険事務所（当時）から催告状が来たので、昭和 54 年 11 月ごろ、A 市において、国民年金の加入手続をすると同時に、20 歳になった同年*月からの国民年金保険料をまとめて納付し、それ以降の保険料は、毎月納付していた。

しかし、結婚して、姓が変わった時点で、独身時代の納付記録が消えてしまっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続は、昭和 54 年 11 月ごろに行ったが、年金手帳をもらった記憶が無く、今までに年金手帳を 2 冊もらった覚えも無い。」としているところ、現在、申立人が所持する年金手帳の氏名欄の氏名は、平成 2 年 4 月*日に婚姻後の姓で記載され、住所は、昭和 62 年 8 月 23 日以降の戸籍の附票の住所と一致している上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の払出日等から、平成 2 年 4 月以降に払い出されたものと推認され、その時点においては、申立期間の大部分が時効により国民年金保険料を納付することができなかったと考えられるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、オンライン記録によれば、平成 3 年 12 月 12 日納付書作成の記録があり、この時点では、元年 11 月以降の未納期間があったものと考えられるが、申立人は、「平成 2 年度以降に過年度で保険料を納付した記憶は無い。」と回答している。

さらに、申立人は、「昭和 54 年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行って以降の保険料は、毎月納付していた。」と主張しているが、A 市において国民年金保険料を毎月収納するようになったのは昭和 61 年 4 月以降であり、申立期間の一部においては 3 か月ごとの収納方法であったことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる上、行政側が 10 年 7 月（127 月）の長期間にわたり、誤った事務処理を行ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から41年3月まで

私は、昭和41年8月ごろ、国民年金の普及員が自宅に来たとき、20歳からの国民年金の加入が義務付けられたとの説明を母親と一緒に受け、20歳になった40年*月までさかのぼって加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を普及員にまとめて納付した。

しかし、社会保険庁（当時）から届いた「ねんきん特別便」では、申立期間の国民年金が未加入期間となっていたため、年金事務所で確認したところ、この期間の国民年金保険料は還付済との説明を受けた。

還付金を受け取った記憶も、母親からそのような話を聞いたことも無く、納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年8月ごろ、20歳までさかのぼって国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとしているところ、申立人に係る特殊台帳及び国民年金被保険者名簿によれば、40年*月から41年3月までの国民年金保険料を同年8月23日に過年度納付していることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、学生であり、国民年金の任意加入対象者のため、昭和41年8月時点において、過年度にさかのぼって国民年金に加入できなかった者であることから、申立人に係る特殊台帳の資格取得欄は、「昭和40年*月*日ー1（強制）」から「昭和41年4月1日ー1（強制）」に訂正されていることが確認できる上、特殊台帳及びA市の国民年金

被保険者名簿における 40 年*月から 41 年 3 月までの国民年金保険料の還付記録には、還付対象期間及び還付金額について明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親は既に死亡しており、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年4月まで

私は、昭和48年12月末に退職し、49年1月に実家のあるA市に戻り、A市B支所で転入届の手続をすると同時に国民年金の加入手続をした。その後、自宅に国民年金保険料の納付書が送られてきたので金融機関で納付したが、社会保険事務所（当時）の記録では未納となっている。

当時は、失業保険を月に10万円ぐらい受給していたので、申立期間の国民年金保険料を納付していないとは考えられない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月にA市B支所で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は54年4月5日にC市で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、i)「初めて被保険者となった日：昭和49年1月1日」と記載され、C市が所在する県名のスタンプが押されていること、ii) 同年金手帳の国民年金の記録(1)の履歴には、「被保険者となった日」欄に「昭和49年1月1日」、「被保険者でなくなった日」欄に「昭和50年5月24日」と記載され、C市のスタンプが押されている上、同履歴の「被保険者となった日」欄に「昭和54年3月16日」、「被保険者種別」欄には「任」に○印が付されていることを踏まえると、同年金手帳の記載は、申立人が昭和54年3月ごろにC市役所で国民年金の加入手続を

行った際にまとめて記載されたものと考えるのが自然であり、当該手続を行った時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から30年5月30日まで
私は、昭和29年4月から30年5月まで、A社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間において、A社に在籍していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元役員で、申立期間当時、A社で社会保険の事務を担当していたとする者の回答により、申立人は、期間は特定できないものの、A社に勤務していたものと推認される。

しかし、前述のA社の元役員は、「A社で厚生年金保険に加入させていたのは、月給制の技術者と事務関係の者のみであった。申立人は、別の業務を担当していたので、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」としている。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の社員数は、20人から30人ぐらいであった。」としているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間当時のA社の被保険者数は、6人から10人までの間で推移していることが確認できることから、申立期間当時、A社は、必ずしもすべての社員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる上、申立人が自身よりも先に入社していたとする者については、申立期間中の昭和30年1月にA社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、

当時の事業主は死亡している上、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月から25年6月10日まで

私は、A社（現在は、B社）C工場に、昭和21年11月から26年10月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間当時、一緒に勤務していた上司や同僚を覚えており、申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む）のうち、一人が申立人を覚えているものの、その者も申立人が勤務していた時期までは覚えておらず、申立人が、申立期間において、当該事業所に勤務していたことを特定することができなかった。

また、B社は、「申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」としているものの、当該事業所から提出された在籍証明書を見ると、申立人の在籍期間は、1950年（昭和25年）6月10日から1951年（昭和26年）10月3日までと記載しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる申立人の被保険者記録と一致している。

さらに、申立人が、A社において、先輩又は同僚であったとする者のうちの二人については、当該事業所に係る被保険者記録が確認できず、当該二人のうち一人は、「私は、A社で申立人と一緒に仕事をしていたが、私の厚生年金保険被保険者記録も確認できない。」としている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 32 年から平成 7 年まで、A 社に継続して勤務していたが、当該期間において、給与はベースアップを続けており、申立期間の標準報酬月額が直近のものより下がることは考えられない。社会保険事務所（当時）による事務処理の際に、何らかの誤りがあったものと思われる。

申立期間の標準報酬月額については、役員報酬は毎年 2 万円ずつ上がっていたので、34 万円に訂正してほしい。

なお、私は、役員として、昭和 51 年ごろから退職時まで労務関係の業務を担当していたが、減給に伴う月額変更届を提出した覚えも無い。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人が、申立期間において、当該事業所の役員であったことが確認できるところ、申立人は、「A 社において、申立期間当時の常勤役員は、事業主と私の二人だけであり、私が、社会保険関係の事務を統括していたので、申立期間の標準報酬月額が直前のものから 2 等級以上も下がることは考えられない。」としているが、オンライン記録及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人及び常勤役員であったとする事業主の申立期間における標準報酬月額は、いずれも 2 等級以上下がっていることが確認できる。

また、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、申立期間当時、当該事業所において、社会保険及び給与事務を担当していたとする者に事情を聴取しても、申立期間における申立人の報酬月額が申立人が主張する報酬月額であったこと、及び当該報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月 1 日から同年 12 月 29 日まで
② 昭和 61 年 1 月 7 日から同年 3 月 31 日まで
③ 昭和 61 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②において、A県B郡C町立（現在は、A県D市立）E学校に臨時教員として勤務していた。

また、申立期間③を含む、昭和 61 年 5 月 1 日から同年 8 月 10 日までの期間、同年 8 月 20 日から同年 12 月 27 日までの期間及び 62 年 1 月 7 日から同年 3 月 30 日までの期間において、同じく臨時教員としてA県F市立G学校に勤務していた。

ところが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間当時、それぞれの学校で当初から健康保険証を交付されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人の現在の勤務先が保管している申立人に係る履歴書の写し及びA県H教育事務所から提出された臨時的任用（任期更新）通知書の写しから、申立人は、申立期間①及び②については、A県B郡C町公立学校臨時教員として任命され、E学校の講師として、申立期間③については、A県F市公立学校臨時教員として任命され、G学校の講師として、それぞれ勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録上、E学校を管轄していたH教育事務所及びG学校を管轄していたA県I教育事務所は、いずれも昭和 61 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間においては適用事業所

であったことが確認できない上、E学校、H教育事務所、G学校及びF市教育委員会（I教育事務所は市町村合併により廃止）に確認しても、申立期間当時の給与関係の資料は残っていないほか、現在、臨時的任用教職員に係る給与関係業務を行っているA県教育委員会学校人事課は、「当時の資料は残っていないが、申立期間当時、他の教育事務所に在職していた職員からの聞き取りによると、A県において、昭和60年度までは臨時的任用教職員を厚生年金保険に加入させていなかった模様であり、61年度における当該教職員の厚生年金保険の加入時期については不明である。」としている。

また、申立期間①及び②については、昭和61年6月1日にH教育事務所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうち、申立期間①及び②当時、申立人と同様にE学校に講師として勤務していたとする者は、「厚生年金保険適用前の期間における厚生年金保険料の控除等については不明である。」としている上、他の複数の者は、「昭和61年6月1日に厚生年金保険に加入するまでは国民健康保険に加入していた。」、「勤務していた途中で健康保険証をもらったと思う。」、「昭和61年6月1日に厚生年金保険に加入するまでは厚生年金保険料は控除されていなかった。」としているほか、同年6月1日にH教育事務所に係る被保険者資格を取得した記録が確認できる44人の当該被保険者資格取得直前における国民年金加入状況を見ると、約3分の2の者（29人）が国民年金に加入（うち3人は第3号被保険者、24人は国民年金資格取得日から当該厚生年金保険被保険者資格取得時までの国民年金保険料を納付）していることが確認できる。

さらに、申立期間③については、昭和61年6月1日にI教育事務所に係る被保険者資格を取得した記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうち、申立期間③当時、申立人と同様にG学校に講師として勤務していたとする二人は、「昭和61年6月1日に厚生年金保険に加入するまでは、国民年金に加入していた。途中で、G学校の事務担当者から『これからは厚生年金保険に加入することになる。』と言われたのを覚えており、自分の記録に間違いは無い。」、「昭和61年4月から勤務していたが、最初は厚生年金保険には加入していなかったため、国民健康保険に加入していたし、厚生年金保険には途中から加入した。」としている上、他の複数の者は、「私は、厚生年金保険の新規適用日より前から臨時教員として勤務していたが、途中で制度が変わったような気がする。」、「途中で事務担当者から『県の方針で臨時教員は厚生年金保険に加入することになる。』と言われた。」としているほか、同年6月1日にI教育事務所に係る被保険者資格を取得した記録が確認できる120人（申立人を除く。）の当該被保険者資格取得直前における国民年金加入状況を見ると、約半数の者（67

人)が国民年金に加入(うち10人は第3号被保険者、45人は申立期間③の国民年金保険料を納付)していることが確認できる。

このほか、H教育事務所及びI教育事務所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできず、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。